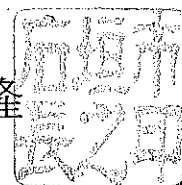




石垣市建設工事請負契約約款の一部を改正する約
款をここに公示する。

平成29年3月31日

石垣市長 中山 義隆



石垣市建設工事請負契約約款の一部を改正する約款

石垣市建設工事請負契約約款(平成12年石垣市告示第45号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「(以下「甲」という。)」を削り、「請負者」を「受注者」に改め、「(以下「乙」という。)」を削り、同条第2項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第3項及び第4項中「乙」を「受注者」に改め、同条第6項及び第8項中「甲乙」を「発注者と受注者との」に改め、同条第12項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「すべて」を「全て」に改める。

第2条及び第3条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第4条(A)第1項中「乙」を「受注者」に改め、「一に」を「いずれかに」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に改め、同項第3号中「甲」を「発注者」に改め、同条第3項中「乙」を「受注者」に改め、同条第4項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第4条(B)中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第5条第1項中「乙」を「受注者」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に改め、同条第2項中「乙」を「受注者」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に改める。

第6条中「乙」を「受注者」に改め、同条ただし書中「甲」を「発注者」に改める。

第7条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。)の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

第8条中「乙」を「受注者」に改め、同条ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受

注者」に改める。

第9条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第10条第1項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同項第2号中「(昭和24年法律第100号)」を削り、同条第2項中「乙」を「受注者」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

第11条及び第12条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第13条第2項から第5項までの規定中「乙」を「受注者」に改める。

第14条第1項及び第2項中「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「乙」を「受注者」に改める。

第15条及び第16条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第17条第1項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「乙」を「受注者」に改める。

第18条第1項中「乙」を「受注者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同項ただし書中「乙」を「受注者」に改め、同条第4項第1号及び第2号中「甲」を「発注者」に改め、同項第3号中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に、「甲が」を「発注者が」に改め、同条第5項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第19条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第20条第1項中「乙」を「受注者」に、「責」を「責め」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第2項及び第3項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第21条の見出し中「乙」を「受注者」に改め、同条中「乙」を「受注者」に、「責」を「責め」に、「甲」を「発注者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第22条の見出し中「甲」を「発注者」に改め、同条第1項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に改め、同条第3項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第23条第1項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第24条第1項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同項ただし書中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第3項中「乙が」を「受注者が」に、「甲が」を「発注者が」に、「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

第25条第1項及び第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第5項及び第6項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第7項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第8項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第26条第1項から第3項までの規定中「乙」を「受注者」に改め、同条第4項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第27条中「乙」を「受注者」に改め、同条ただし書中「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改める。

第28条第1項中「乙」を「受注者」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に改め、同項ただし書中「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「甲乙」を「発注者と受注者は」に改める。

第29条第1項中「甲乙双方」を「発注者と受注者のいずれ」に、「責に」を「責めにも」に、「乙は」を「受注者は」に、「甲に」を「発注者に」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第30条第1項中「甲は」を「発注者は」に、「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第31条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第32条中「甲」を「発注者」に改める。

第33条第1項中「乙」を「受注者」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に改め、同条第3項中「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改める。

第34条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第35条第1項中「乙は」を「受注者は」に、「甲に」を「発注者に」に改め、同条第2項中「甲は」を「発注者は」に改め、同条第3項及び第4項中「乙は」を「受注者は」に改め、同条第5項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第6項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第35条の2及び第36条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第37条中「乙」を「受注者」に改める。

第38条第1項から第5項までの規定中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第6項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第39条第1項中「甲」を「発注者」に改め、同条第2項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項ただし書中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第40条第3項中「甲」を「発注者」に改める。

第41条第1項から第4項までの規定及び第42条第1項中「乙」を「受注者」に改める。

第43条から第45条までの規定中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第46条第1項及び第3項中「乙」を「受注者」に、「責」を「責め」に、「甲」を「発注者」に改める。

第47条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第48条の前の見出し中「甲」を「発注者」に改め、同条第1項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「一に」を「いずれかに」に、「責」を「責め」に改め、同項第6号キ中「下請契約」の次に「(一次又は二次下請以降の全ての下請契約をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同条第2項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第3項中「甲」を「発注者」に改める。

第48条の次に次の2条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

第48条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者

の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について、破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為による発注者の解除権)

第48条の3 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令)を行った場合で、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った前号の排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第1項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

第49条第1項中「甲」を「発注者」に、「前条第1項」を「第48条第1項又は前条第1項」に改め、同条第2項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第50条の見出し中「乙」を「受注者」に改め、同条第1項中「乙」を「受注者」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「甲」を「発注者」に改め、同条第2項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第51条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第3項中「第48条」の次に「から第48条の3まで」を加え、同条第8項中「第48条」の次に「、第48条の2又は第48条の3」を加える。

第52条第1項中「乙」を「受注者」に改め、同条第2項及び第3項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第53条第1項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に、「甲が」を「発注者が」に、「乙が」を「受注者が」に、「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に、「甲及び乙」を「発注者及び受注者」に改め、同条第2項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

第54条及び第55条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

第56条中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改める。

別紙中「請負者」を「受注者」に、「建設省」を「国土交通省」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この約款は、平成29年4月1日から施行する。